

相楽東部広域連合総合教育会議設置要綱

参 考

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第1項の規定に基づき、相楽東部広域連合総合教育会議（以下「会議」という。）を設置する。

(会議)

第2条 会議は、次に掲げる事項の協議及び事務の調整（以下「協議等」という。）を行う。

- (1) 相楽東部広域連合の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「大綱」という。）の策定に関する協議
- (2) 相楽東部広域連合の教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

(構成員)

第3条 会議は相楽東部広域連合の広域連合長（以下「連合長」という。）及び教育委員会をもって構成する。

- 2 相楽東部広域連合の副連合長は、法第1条第5項に基づく関係者として会議に出席するものとする。ただし、連合長が、協議等にあたり副連合長の出席の必要がないと認めるときはこの限りでない。

(招集)

第4条 会議は、連合長が招集し、会議の議長となる。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、連合長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。
- 3 会議において構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

(会議の公開)

第5条 会議は、公開するものとする。ただし、法第1条第6項ただし書の規定に該当する場合には、連合長は、教育委員会と協議して非公開とすることができる。

- 2 会議の傍聴に関して必要な事項は、連合長が教育委員会と協議して別に定める。

(会議録)

第6条 会議録には、日時、場所、出席者及び審議内容を記載しなければならない。

- 2 会議録は、第5条第1項の規定により非公開をされた議題を除き、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(事務局)

第7条 会議の事務局は、相楽東部広域連合総務課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は連合長が教育委員会と協議して別に定める。

附則

この要綱は、平成27年8月18日から施行する。